

# 福岡県公報

平成十九年三月二十六日  
第二千六百五十七号  
増刊 ①

## 目次

### 教育委員会

○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則 (教育庁企画調整課) ……………一

○福岡県障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則 (教育庁義務教育課) ……………三三

○へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁教職員課) ……………三四

## 教育委員会

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月二十六日

福岡県教育委員会

### 福岡県教育委員会規則第三号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則

(福岡県立学校管理規則の一部改正)

第一条 福岡県立学校管理規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第十条第二項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同条第五項中「盲学校、聾学校及び養護学校(以下「盲学校等」という。)」を「

特別支援学校」に改め、同条第六項中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。  
第十一条第三項及び第十一条の五第一項中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

(福岡県立高等学校学則の一部改正)

第二条 福岡県立高等学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)」を「教育基本法(平成十八年法律第二十号)」に改める。

第五条第四項を次のように改める。

4 教育上必要があるときは、校長は、休業日を授業日に変更することができる。この場合において校長は、生徒の負担を考慮し必要がある場合は、授業日と休業日とを振り替えるものとする。

(福岡県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正)

第三条 福岡県立盲学校、聾学校及び養護学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県立特別支援学校学則

第一条の見出しを「(特別支援学校の目的)」に改め、同条中「盲学校、聾学校及び養護学校(以下「盲学校、聾学校及び養護学校」)」を「特別支援学校(以下「特別支援学校」)」に、「教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)」を「教育基本法(平成十八年法律第二十号)」に、「盲者、聾者又は」を「視覚障害者、聴覚障害者、」に、「肢体不自由者若しくは」を「肢体不自由者又は」に、「施し、併せてその欠陥を補うために」を「施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために」に改める。

第二条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校の教育の対象とする障害種別」に改める。

第四条第四項を次のように改める。

4 教育上必要があるときは、校長は、休業日を授業日に変更することができる。この場合において校長は、児童等の負担を考慮し必要がある場合は、授業日と休業日

とを振り替えるものとする。

第八条第一項中「盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は」を「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び」に、「養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十一条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲者、聾者又は」を「視覚障害者、聴覚障害者、」に、「肢体不自由者若しくは」を「肢体不自由者又は」に改め、同条第二項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十五条の二第二項から第三項までの規定中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十七条第一項、第十八条、第十九条及び第二十二条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条)

番号	名称	教育の対象とする障害種別	部科	学科	修業年限
1	福岡県立福岡盲学校	視覚障害	幼稚部 小学部 中学部		三年以内 六年 三年
2	福岡県立柳河盲学校	視覚障害	幼稚部 小学部 中学部		三年以内 六年 三年
3	福岡県立北九州盲学校	視覚障害	幼稚部 小学部 中学部 高等部 専攻科	保健医療科 理療科	三年以内 六年 三年 三年 三年
4	福岡県立福岡高等盲学校	視覚障害	高等部	普通科、保健医療科、生活技能科、理療科、保健医療科	三年

16	福岡県立小郡養護学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	普通科	三年 三年 三年
15	福岡県立川崎養護学校	知的障害	小学部 中学部		六年 三年
14	福岡県立築城養護学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	普通科	六年 三年 三年
13	福岡県立直方養護学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	普通科	六年 三年 三年
12	福岡県立田主丸養護学校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	普通科	六年 三年 三年
11	福岡県立福岡養護学校 新光園分校	肢体不自由	小学部 中学部	普通科	六年 三年
10	福岡県立福岡養護学校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	普通科	六年 三年 三年
9	福岡県立福岡高等聾学校	聴覚障害	高等部 専攻科	普通科 産業技術科、商業技術科、理容美容科	三年 二年
8	福岡県立直方聾学校	聴覚障害	幼稚部 小学部 中学部		三年以内 六年 三年
7	福岡県立小倉聾学校	聴覚障害	幼稚部 小学部 中学部		三年以内 六年 三年
6	福岡県立久留米聾学校	聴覚障害	幼稚部 小学部 中学部		三年以内 六年 三年
5	福岡県立福岡聾学校	聴覚障害	幼稚部 小学部 中学部	研修科	三年以内 六年 三年
			専攻科		一年

17	福岡県立筑後養護学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	普通科	三年 三年 六年
18	福岡県立北筑前養護学校	知的障害	小学部 中学部	普通科	三年 六年
19	福岡県立嘉穂養護学校	知的障害	小学部 中学部	普通科	三年 六年
20	福岡県立養護学校「福岡高等学園」	知的障害	高等部	普通科	三年
21	福岡県立養護学校「北九州高等学園」	知的障害	高等部	普通科	三年
22	福岡県立古賀養護学校	病弱	小学部 中学部		三年 六年
23	福岡県立筑後養護学校赤坂分校	病弱	小学部 中学部 高等部	普通科	三年 三年 六年

(福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則の一部改正)

第四条 福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則(昭和四十一年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。  
(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第五条 教育職員免許状に関する規則(昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

「第二章 出願手続等」を「第二章 申請手続等」に改める。

第三条の見出しを「(免許状の授与等の申請)」に改め、同条中「交付」の下に「、新教育領域の追加の定め」を加え、「願い出る」を「申し出る」に改め、同条の

表中「**根拠法令**」**出願区分**」**出願に必要な書類等**」を「**根拠法令**」**申請区分**」**申請に必要な書類等**」に改め、同条の表一の項中「出願」を「申請」に、「盲学校

、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に改め、同表二の項及び三の項中「出願」を「申請」に、「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に改め、同表四の項中「又

は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年四月三十日文部科学省令第三十一号)附則第二条による場合」を削り、「盲学校又は聾学校の特殊教科教諭免許状」を「特別支援学校自立教科教諭免許状」に、「出願」を「申請」に、「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に改め、同表五の項中「出願」を「申請」に、「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に改め、同表六の項から十の項までの規定中「出願」を「申請」に、「教育職員検定願」を「教育職員検定申請書」に改め、同表十一の項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「出願」を「申請」に、「教育職員検定願」を「教育職員検定申請書」に改め、同表十二の項中「出願」を「申請」に、「教育職員検定願」を「教育職員検定申請書」に改め、同表十三の項中「出願」を「申請」に、「教育職員免許状交付願」を「教育職員免許状交付申請書」に改め、同表十四の項中「出願」を「申請」に、「教育職員検定願」を「教育職員検定申請書」に改め、同表十五の項中「出願」を「申請」に、「教育職員検定願」を「教育職員検定申請書」に改め、同表十六の項中「出願」を「申請」に、「教育職員検定願」を「教育職員検定申請書」に改め、同表十七の項中「出願」を「申請」に、「教育職員免許状再交付願」を「教育職員免許状再交付申請書」に改め、同表十八の項中「出願」を「申請」に、「教育職員免許状再交付願」を「教育職員免許状再交付申請書」に改め、同表十九の項とし、十七の項の次に次のように加える。

18 免許法第五条の二 第三項による場合

- 一 特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受けた者が、新教育領域の追加の定めを受けるための申請(二の場合を除く。)
- 二 特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受けた者で、教員としての実務の経験の有する者が、新教育領域の追加の定めを受けるための教育職員検定の申請
- 三 特別支援学校助教諭の臨時免許状の授与を受けた者
  - イ 教育職員免許状追加申請書(様式第一号)(中欄一の場合)
  - ロ 教育職員検定申請書(中欄一及び三の場合)
  - ハ 臨時免許状授与申請副申請書(中欄二の場合)
  - ニ 履歴書
  - ホ 新教育領域の追加の定めを受けようとする免許状の実務成績証明書(中欄二で、実務を必要とする場合)
  - ト 単位修得証明書(中欄一及び二の場合)

<p>が、新教育領域の追加の定めを受けるための教育職員検定の申請</p>	<p>チ 人物証明書（中欄）及び三の場合） リ 身体証明書（中欄）及び三の場合）</p>
--------------------------------------	--

第四条中「出願」を「申請」に改める。

第五条の見出しを「（申請書類の特例）」に改め、同条中「出願者」を「申請者」に改める。

第八条中「教育職員免許状授与証明書交付願」を「教育職員免許状授与証明書交付申請書」に改める。

様式第一号その一を次のように改める。

様式第1号その1 (第3条)

教育職員免許状授与申請書 教育職員免許状交付申請書 教育職員検定申請書 教育職員免許状追加申請書						
年 月 日						
福岡県教育委員会 殿						
本籍地	県 都 道 府	フリカゝナ 氏 名	年 月 日	⑤ 日生		
現住所	〒		電話			
その他の連絡先	〒		電話			
私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しないこと及び申請についての虚偽又は不正のないことを宣誓します。 授与 つきましては、下記免許状の 交付 を申請します。 新教育領域の追加の定め						
記						
受けようとする免許状の種類	幼 小 中 高 養 護 栄養 特支 自立教科等	専修 1種 2種 特別 臨時	教科又は 特別支援 教育領域			
<table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr> <td style="text-align: center;">受 付 日 付</td> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"></td> </tr> </table>		受 付 日 付		根 拠 規 定		
受 付 日 付						

注)

- 1 履歴書を添付すること（公立学校の教職員は所属長の奥書証明のあるものでも可）。
- 2 手数料は、福岡県教育職員免許状関係手数料条例及び福岡県領収証紙条例の定めるところにより納入すること。
- 3 市町村（中学校組合）立学校の現職者にあつては、政令市教育委員会又は県教育庁教育事務所を経由して提出すること。

様式第一号その二を次のように改める。

様式第1号その2 (第3条)

教育職員免許状授与申請書 (一括申請用)

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名  
(自 署)



私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しないことを宣誓し、次の免許状の授与を申請します。

1 申請する免許状の種類

( )

2 教科、特別支援教育領域又は事項

( )

3 履歴事項 フリガナ

( )

氏 名

( )

生年月日 年 月 日生

( )

本 籍 地

( 県都道府 )

学 歴

( ) ( )

( )

年 月 ~ 年 月

( ) ( ) ( )

以上の内容に誤りのある場合は、当該項目下の ( ) 内に訂正して下さい。

様式第三号を次のように改める。



様式第3号(第3条)

# 実務成績証明書 (教科についての教育成績に関する証明を含む。)

現住所				氏名			
勤務期間				勤務の場所			
年 月 日から		年 月					
年 月 日まで							
休職期間	年 月 日から		年 月		日まで		
勤務の内容	年度	職名	教科	週授業数	備考		
教科に関する見							
勤務成績							
上記のとおり良好な成績で勤務したことを副申する。							
平成 年 月 日				所 属 長			
				印			
上記のとおり証明する。							
平成 年 月 日				実務証明責任者			
				印			

- 注
- 1 休職期間には、育児休業期間を含めること。
  - 2 特別支援学校に勤務した場合にあっては、備考欄に「担当学部」及び「担任した特別支援教育領域」を記入すること。
  - 3 実務証明責任者は、大学附置の国立学校（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校をいう。）又は公立学校の教員にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあってはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあっては、その私立学校を設置する学校法人の理事長とすること。
  - 4 提出は親展書類とすること。

様式第七号を次のように改める。

特別免許状授与申請推薦書		
福岡県教育委員会 殿	年 月 日	
任命権者又は雇用者 <input type="checkbox"/>		
特別免許状の授与に関して、下記のとおり推薦します。		
記		
特別免許状の種類	教	科
採用予定者名		
採用予定校		
採用予定年月日		
推薦理由 (具体的に詳しく記入すること。)		
1 その者を採用することにより期待しうる教育的効果		
2 その者の専門的知識を生かした社会人としての経験内容		
3 その者の社会的信頼度		
4 その者の備えている教育的熱意・識見		
5 総合的所見		

注 推薦者は、公立学校にあっては任命権者、私立学校にあっては雇用者とする。ただし、県立学校にあっては、教職員課長、市町村(学校組合)立小・中・特別支援学校(政令市を除く。)にあっては、各教育事務所長とする。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号(第3条)

## 臨時免許状授与申請副申書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

副 申 者

印

下記の記載事項に基づいて臨時免許状を授与されるよう副申します。

記

臨時免許状の種類	助教諭免許状	教科又は 特別支援 教育領域	
採用予定者名			
採用予定校			
採用予定年月日	年	月	日
普通免許状を有する者を採用することができない具体的理由			

注 副申者は公立学校にあつては、市町村教育委員会、県立学校及び私立学校にあつては、所属長とすること。

様式第九号を次のように改める。

様式第9号(第3条)

# 教育職員免許状書換申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

〒  
現住所 (電話 )

その他の  
連絡先 (電話 )

フリガナ  
氏 名 ㊞

年 月 日生

下記のとおり、 年 月 日付けで本籍地・氏名を変更しましたので、  
教育職員免許状の書換えを申請します。

## 記

### 1 本籍地・氏名

	本 籍 地	氏 名
変 更 前	県都道府	
変 更 後	県都道府	

### 2 書換えを申請する免許状

免許状の種類	教科又は特別 支援教育領域	番 号	授 与 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

様式第十号を次のように改める。



様式第10号 (第3条)

# 教育職員免許状再交付申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

本籍地 県都道府

〒  
現住所

電 話

その他の  
連絡先

電 話

氏 名 ㊟

年 月 日生

下記の教育職員免許状の再交付を申請します。  
なお、再交付を受けた上は、免許状の保管に十分注意することを誓います。

### 記

- 1 再交付の事由 ( 焼失・盗難・風水害・紛失・破損 )

具体的な状況

- 2 再交付を申請する免許状

免許状の種類	教科又は特別 支援教育領域	番 号	授 与 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号 (第6条)

免許教科外教科担任許可申請書

第 年 月 日 号

福岡県教育委員会 殿

教育職員免許法附則第2項の規定による免許教科外教科の教授の担任を、下記のとおり許可されるよう申請します。

記

学校名	校長名	設置者																	所在地	公 民 體		学年級編制数 (学級数)	担当人数軽減者等					事由 )																																									
		印																		教員数	専任					計																																											
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	英語	家庭	保健	工芸	書道	看護	情報	農業	工業	商			福		社	業	業		業		業	業	業																																						
																																A 週総時数	教頭	教諭	講師	助諭	教頭	教諭	講師	助諭	人員	B 週時数	人員	A-B 週時数	1年	2年	3年	4年	特支学																				
免許教科別担当時数及び人員																							免許外	計																																													



様式第十三号を次のように改める。

様式第13号 (第8条)

# 教育職員免許状授与証明書交付申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

本籍地

県都道府

〒

現住所

電話

その他の

連絡先

電話

フリガナ

氏名

印

年 月 日生

私は、 のため、下記免許状の授与証明書の交付を申請します。

記

免許状の種類	教科又は特別 支援教育領域	番 号	授 与 年 月 日
		第 号	年 月 日
		第 号	年 月 日
		第 号	年 月 日
		第 号	年 月 日

様式第十四号を次のように改める。

様式第14号 (第8条)

第 号

教育職員免許状授与証明書

本籍地

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者に次の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免許状の種類

教科又は  
特別支援教育領域

番 号

根拠規定

授与年月日

追加教育領域 (追加年月日)

年 月 日

福岡県教育委員会 印



様式第十八号を次のように改める。

様式第18号 (第18条)

免許状原簿

免許状番号 フリガナ 基礎資格等	第 号	氏名 等 学科又は専攻分野 合格証書の番号 根拠規定 実務経験場所 所有免許状 身上異動年月日	生年月日 基礎資格 合格年月日 年数 取得年月日 介護等体験	授与年月日 本籍地 卒業年月日
修得単位数	実施機関	単位以上 単位以上 単位以上 単位以上 単位以上	免許種類 教科	
備考				

免許状番号 フリガナ 基礎資格等	第 号	氏名 等 学科又は専攻分野 合格証書の番号 根拠規定 実務経験場所 所有免許状 身上異動年月日	生年月日 基礎資格 合格年月日 年数 取得年月日 介護等体験	授与年月日 本籍地 卒業年月日
修得単位数	実施機関	単位以上 単位以上 単位以上 単位以上 単位以上	免許種類 教科	
備考				

免許状番号 フリガナ 基礎資格等	第 号	氏名 等 学科又は専攻分野 合格証書の番号 根拠規定 実務経験場所 所有免許状 身上異動年月日	生年月日 基礎資格 合格年月日 年数 取得年月日 介護等体験	授与年月日 本籍地 卒業年月日
修得単位数	実施機関	単位以上 単位以上 単位以上 単位以上 単位以上	免許種類 教科	
備考				

免許状番号 フリガナ 基礎資格等	第 号	氏名 等 学科又は専攻分野 合格証書の番号 根拠規定 実務経験場所 所有免許状 身上異動年月日	生年月日 基礎資格 合格年月日 年数 取得年月日 介護等体験	授与年月日 本籍地 卒業年月日
修得単位数	実施機関	単位以上 単位以上 単位以上 単位以上 単位以上	免許種類 教科	
備考				

様式第十九号を次のように改める。

様式第19号 (第19条)

(教育職員) 特別免許状

本籍地  
氏 名  
年 月 日生

上の者に教育職員免許法第5条の定めるところにより(下記の教科について)(教育職員)特別免許状を授与する。

(記)

年 月 日

福岡県教育委員会 印

(番 号)

授与条件

根拠規定

所要資格

(1)基礎資格等

基礎資格

出身校等の名称

基礎資格取得年月日

所有免許種類

(教科・領域)

(取得年月日)

実務経験

勤務場所

在職年数

(2)修得単位

備 考

備考1 (教育職員)の箇所には、小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭のように記入すること。

2 その他については、施行規則第72条第1項の規定を準用する。

様式第二十号その一を次のように改める。

様式第20号その1 (第20条)

(教育職員) 免許状

本籍地  
氏 名  
年 月 日生

上の者に(教育職員免許法第 条)(教育職員免許法施行法第2条)の定めるところにより(下記の教科について)(教育職員)免許状を授与する。

(記)

年 月 日

福岡県教育委員会 印

(番 号)

授与条件

根拠規定

所要資格

(1)基礎資格等

基礎資格

出身校等の名称

基礎資格取得年月日

所有免許種類

(教科・領域)

(取得年月日)

実務経験

勤務場所

在職年数

(2)修得単位

特別支援教育領域

備 考

備考1 (教育職員)の箇所には、小学校助教諭、中学校助教諭又は高等学校助教諭のように記入すること。

2 その他については、施行規則第72条第1項又は施行法施行規則第9条第1項の規定を準用する。

様式第二十号その二を次のように改める。

様式第20号その2 (第20条)

(教育職員) 免許状

本籍地  
氏 名  
年 月 日生

上の者は教育職員免許法施行法第1条の定めるところにより (下記の教科について) (教育職員) 免許状を有するものとみなす。

(記)

年 月 日

福岡県教育委員会 印

(番 号)

授与条件

根拠規定

所要資格

(1)基礎資格等

基礎資格

出身校等の名称

基礎資格取得年月日

所有免許種類

(教科・領域)

(取得年月日)

実務経験

勤務場所

在職年数

(2)修得単位

備 考

備考1 (教育職員) の箇所には、小学校助教諭、中学校助教諭又は高等学校助教諭のように記入すること。

2 その他については、施行規則第72条第1項又は施行法施行規則第9条第1項の規定を準用する。



## (福岡県立中学校学則の一部改正)

第六条 福岡県立中学校学則(平成十五年福岡県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)」を「教育基本法(平成十八年法律第二十号)」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 教育上必要があるときは、校長は、休業日を授業日に変更することができる。この場合において校長は、生徒の負担を考慮し必要がある場合は、授業日と休業日とを振り替えるものとする。

第十三条第一項第二号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(福岡県立中等教育学校学則の一部改正)

第七条 福岡県立中等教育学校学則(平成十五年福岡県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)」を「教育基本法(平成十八年法律第二十号)」に改める。

第五条第四項を次のように改める。

4 教育上必要があるときは、校長は、休業日を授業日に変更することができる。この場合において校長は、生徒の負担を考慮し必要がある場合は、授業日と休業日とを振り替えるものとする。

第十三条第一項第二号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

## 附則

## (施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第六条及び第七条の改正規定中教育基本法に係る部分は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 第五条の改正規定の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月二十六日

福岡県教育委員会

## 福岡県教育委員会規則第四号

福岡県障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

福岡県障害児就学指導委員会規則(昭和五十年福岡県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

## (目的及び設置)

第一条 障害のある幼児、児童及び生徒(以下「障害児」という。)の適切な就学を図るため、福岡県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に福岡県障害児就学指導委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条を削る。

第三条を次のように改め、同条を第二条とする。

## (所掌事務)

第二条 委員会は、第一条の目的を達成するため、教育委員会の求めに応じ、教育委員会が行う次の各号に掲げる事業について意見を述べる。

一 市町村教育委員会が行う就学指導に対する指導、助言及び援助に関すること。

二 障害児の教育相談及び特別支援教育の啓発事業に関すること。

三 その他教育委員会が必要と認めること。

第四条第二項に次の一号を加え、同条を第三条とする。

五 その他教育委員会が必要と認める者

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条を削る。

第八条を次のように改め、同条を第八条とする。

## (部会)

第六条 委員会には、特定の事項を検討するため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、教育委員会が指定する委員をもって構成する。  
第九条を削る。

第十条中「教育庁」を「福岡県教育庁」に改め、同条を第七条とし、第十一条を第八条とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月二十六日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

〃 星野村二五八八〇

仁田原小学校  
宮野小学校桑野分校

を

嘉麻市桑野

宮野小学校桑野分校

に

改める。

別表第二中

〃 星野村六九二四  
〃 星野村九五〇〇

棕谷小学校  
星野中学校

を

〃 星野村九五〇〇

星野中学校

に

改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
福岡県（総務部行政経営企画課）

販売 福岡市博多区東比恵二丁目九番一號  
九州チユーエツ株式会社

定価 一箇月一、三五〇円（税込・郵便料別）